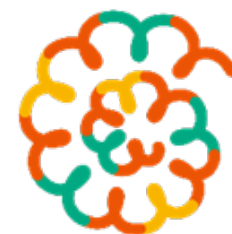


孤独・孤立対策重点計画の策定に向けて

令和6年4月19日

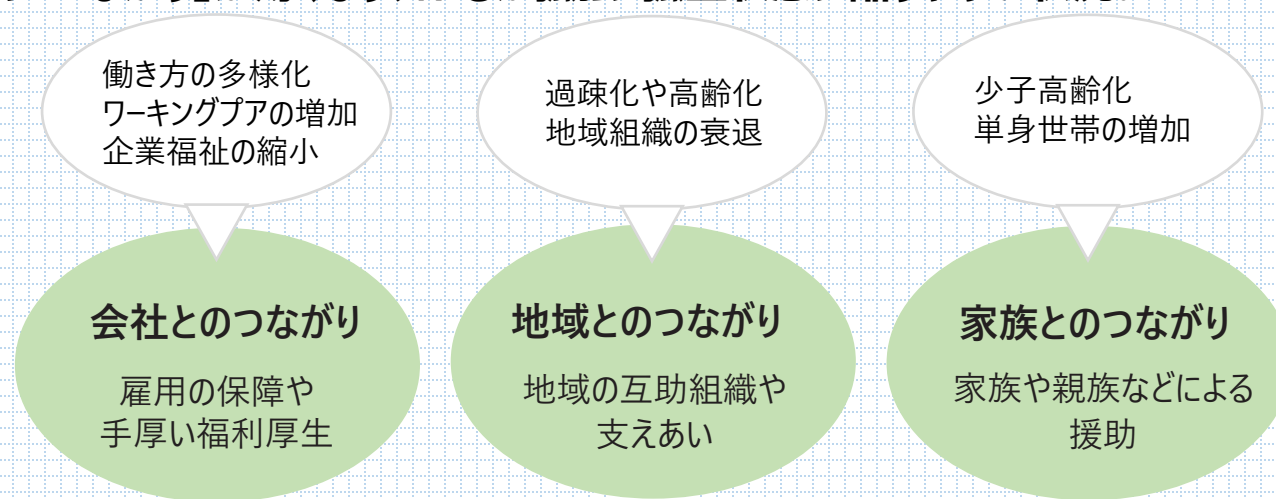
内閣府 孤独・孤立対策推進室



孤独・孤立対策
官民連携プラットフォーム

背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、**家族や地域、会社**などにおける人との「つながり」が薄くなり、**誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況**。



- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュニケーションの減少

生活困窮をはじめとした不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶりの対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するべく、令和3年2月に孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、これまで対策を推進。

孤独・孤立対策のこれまでの主な取組

政府一体となった対策の推進

- 令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 孤独・孤立対策推進会議（全省庁の副大臣で構成）を開催し、総合的・効果的な対策を検討・推進

関係予算による施策の推進

- 令和3年3月、孤独・孤立対策に取り組むNPO等を対象に、予備費等を活用した約60億円の緊急支援策を策定。令和6年度予算までの各年度、継続的に支援を実施
- 令和6年度予算では、都道府県や中間支援組織を支援するための交付金を創設

NPO等との連携・意見聴取

- 令和3年に「孤独・孤立を防ぎ、不安に寄り添い、つながるための緊急フォーラム」「孤独・孤立に関するフォーラム」を開催
- 令和4年2月25日に「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設立
- 令和4年4月の総合緊急対策及び令和4年10月の総合経済対策で、地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進、関係団体が連携して統一的に24時間相談を受け付ける窓口体制の推進

情報発信の充実

- 孤独・孤立に関する各種支援制度や相談先を一元化し、情報発信するホームページ（「あなたはひとりじゃない」）を令和3年に公開（18歳以下向け／一般向け）
- 孤独・孤立対策キャンペーンの開催（令和4年2月～6月、令和5年8月）

施策の更なる充実

- 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施し、調査結果を施策の充実に活用（令和3年調査：令和4年4月8日公表、令和4年調査：令和5年3月31日公表、令和5年調査：令和6年3月29日公表）
- 孤独・孤立対策の重点計画を令和3年12月に策定、令和4年12月に改定
- 孤独・孤立対策推進法の成立（令和5年5月31日成立、6月7日公布、令和6年4月1日施行）

孤独・孤立対策推進法の概要

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

概要

1. 基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

2. 国等の責務等

孤独・孤立対策に関し、国・地方公共団体の責務、国民の理解・協力、関係者の連携・協力等を規定する。

3. 基本的施策

・孤独・孤立対策の重点計画の作成

- ・孤独・孤立対策に関する国民の理解の増進、多様な主体の自主的活動に資する啓発
- ・相談支援（当事者等からの相談に応じ、必要な助言等の支援）の推進
- ・関係者（国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者等）の連携・協働の促進
- ・当事者等への支援を行う人材の確保・養成・資質向上
- ・地方公共団体及び当事者等への支援を行う者に対する支援
- ・孤独・孤立の状態にある者の実態等に関する調査研究の推進

4. 推進体制

・内閣府に特別の機関として、孤独・孤立対策推進本部（重点計画の作成等）を置く。

- ・地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努める。
- ・協議会の事務に従事する者等に係る秘密保持義務及び罰則規定を設ける。

孤独・孤立対策重点計画

重点計画の策定に向けて

- これまでは、孤独・孤立対策担当大臣を議長とし、全省庁の副大臣で構成された孤独・孤立対策推進会議において、令和3年12月に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定（「孤独・孤立に関するフォーラム」や有識者会議での意見を反映）。孤独・孤立の実態調査結果や官民連携プラットフォームの検討成果等を踏まえ、令和4年12月に改定。

⇒ 孤独・孤立対策推進法に基づく「孤独・孤立対策重点計画」については、

- ・上記の既存の重点計画や、有識者会議でとりまとめられた「孤独・孤立対策重点計画」に盛り込むべき事項等に関する意見を踏まえつつ、
- ・「孤独・孤立対策推進会議」において、必要に応じ、地方公共団体、孤独・孤立対策地域協議会又は関係機関等の意見を聴き、策定することとしてはどうか。

（参考）既存の重点計画

基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への**社会全体**での対応
 - (2) **当事者や家族等の立場に立った**施策の推進
 - (3) **人と人との「つながり」を実感**できるための施策の推進
- 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても**支援を求める声を上げやすい社会**とする
①孤独・孤立の実態把握 ②支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
③声を上げやすい・声をかけやすい環境整備
- (2) 状況に合わせた切れ目のない**相談支援**につなげる
①相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）②人材育成等の支援
- (3) **見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくり**を行う
①居場所の確保 ②アウトリーチ型支援体制の構築
③保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
④地域における包括的支援体制の推進
- (4) 孤独・孤立対策に取り組む**NPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化**する
①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援 ②NPO等との対話の推進
③連携の基盤となるプラットフォームの形成（国・地方の官民連携プラットフォーム）
④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

(参考) 孤独・孤立に関する有識者会議の意見について

孤独・孤立対策有識者会議

- 孤独・孤立対策の重点計画の在り方その他孤独・孤立対策に関する重要事項について検討するために開催。

【構成員】

石田 光規	早稲田大学文学学術院文化構想学部教授	原田 正樹	日本福祉大学学長
伊藤 美奈子	奈良女子大学研究院生活環境科学系教授	宮田 秀利	福島県埴町長（全国町村会 行政委員会委員長）
大野 元裕	埼玉県知事（全国知事会 社会保障常任委員会委員）	宮本 太郎	中央大学法学部教授
◎ 菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授	森山 花鈴	南山大学社会倫理研究所准教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	山野 則子	大阪公立大学現代システム科学研究科教授
近藤 尚己	京都大学大学院医学研究科社会疫学分野教授	横山 美江	大阪公立大学大学院看護学研究科ヘルスプロモーションケア科学領域教授
中野 五郎	大分県臼杵市長（全国市長会 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会副委員長）		

（◎：座長）

- 令和5年10月以降、孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果の考察についての議論や関係省庁からのヒアリング等を実施。これらも踏まえ、孤独・孤立対策推進法に基づき新たに策定する重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見をとりまとめ。

新たな重点計画に盛り込むべき事項等に関する意見（抜粋）

【基本理念について】

- 新たに策定される重点計画においても、継続性及び法との整合性を確保するために、現行の重点計画の「2. 孤独・孤立対策の基本理念」を踏襲することが適切である。

【広報・相談窓口・支援の在り方について】

- 各種相談窓口において、制度や相談機関の壁をなくすような広報の在り方及び支援体制を検証し、常に運用の改善を図ることが必要である。さらに、手続きの負担感を減らすために、制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入等を各相談窓口において検討することが必要である。

【人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進等】

- 孤独・孤立対策が各地域における分野をまたぐ施策間連携の推進役・結節点にもなりうることや、孤独・孤立対策を通じて各種施策の相乗効果を生み出すことができることを認識しながら、社会的なつながりが必要な当事者等に、地域における人と人とのつながりを作る施策が円滑に届けられる環境を整備すべきである。

【新たな重点計画に定める施策について】

- 重点計画の具体的施策に定める各種施策について、孤独・孤立対策の観点からの具体的な目標とその達成の期間を可能な限り定めるべきである。

参考資料

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立の問題に対処するため、官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、全国的な各種相談支援機関やNPO等の連携の基盤として令和4年2月に設立。

主な活動

1. 複合的・広域的な連携強化活動

(1) 分科会開催

- ・孤独・孤立に係る課題等のテーマ毎に分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等を議論。
分科会1「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

(2) 孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ

- ・孤独・孤立対策に関する実務者が日々の実践から感じる現状や課題に対する対応策を議論。

(3) 自治体実務相談

- ・孤独・孤立対策の専門家が現状を聞き取り、実現可能な方向性をともに考え、助言

2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動

○より多くの方に孤独・孤立対策を認識してもらうため、理念や連携の事例、実態把握調査の結果などに関するシンポジウムを令和4年度、令和5年度に開催。

<令和4年度>

- ・R4. 6.21 第1回「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果に見る課題の背景と取組」
- ・R4.10.26 第2回「「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」
- ・R4.12.20 第3回「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」
- ・R5. 3.16 第4回「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

<令和5年度>

- ・R5. 11.2 第1回「孤独・孤立対策推進法の施行へ向けた地域内連携の在り方」
- ・R6. 3.8 第2回「孤独・孤立対策地域協議会設立に向けた地域の取組み」

3. 情報共有、相互啓発活動

(1) 会員向け情報共有・情報発信

- ・関係団体の活動紹介や支援情報などをメールマガジン形式で定期的に発信。
- ・プラットフォーム会員の事務所に事務局職員が訪問しご紹介する「事務局訪問記」を実施。

(2) 孤独・孤立に関する調査

- ・孤独・孤立に資するNPO法人等への調査の実施（令和4年度）など

体制

※会員数559団体
(令和6年4月1日時点)

会 員 (368)

総 会

全国又は特定の地方において孤独・孤立対策に取り組むNPO等支援団体、関係府省庁等

幹事会

- ・会員の中から選出
- ・総会へ議案提出等運営に必要な事項を実施

協力会員 (152)

経済団体、地方自治体など
本会活動を協力する団体
※都道府県・政令指定都市
は全て会員登録済

賛助会員 (39)

民間団体・助成団体等など
本会活動を支援する団体

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会（令和4年度）

- 孤独・孤立対策に係る課題等のテーマごとに、会員の一部から構成される分科会を設け、現状や課題の共有、対応策等について議論。
- 「孤独・孤立対策を推進する上での基本となる事項であり、かつ会員間で共通する課題である事項」として、まずは以下の3つのテーマの分科会を設置。

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方」

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討

- 【目標】「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、
- ・制度を知らない層：当事者が利用できる必要な支援情報が届くようにする
 - ・制度は知っているが相談できない層：スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す
 - ・相談者となる層：様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理

- 【目標】・国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・関わり方の整理、各主体間の連携の姿の提示
- ・足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案 など

分科会3「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

重点計画の基本方針「状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる」をテーマとして、ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制（統一的な相談ダイヤル等）や、地域で「相談」と「支援」をつなぐための地方自治体を含めた各主体の連携等について、実務的な相互連携の在り方を検討

- 【目標】・統一的な相談支援体制の構想に関する論点整理
- ・相談支援機関間の連携強化
 - ・相談体制の人材育成の強化に必要な取組・方策の整理
 - ・「相談」と「支援」のつながりの姿・仕組みの提示
- ※ 総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」と連携しつつ、検討等

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 1 : 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

これまでの検討成果の概要

令和4年10月7日

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、「**支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会**」に向けて、**孤独・孤立の理解・意識や機運を社会全体で高める取組の在り方**を検討。
(※方針(1) : 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 - ① **制度を知らない層**
 - ② **制度は知っているが相談できない層**
 - ③ **相談者(相談を受ける人)になりうる層**

3. 現状と課題 & 4. 対策案

※ 対策案については、速やかに取り組むことが基本であるが、中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる。

① 制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要

- 「**プッシュ型**」、「**アウトリーチ型**」による**予防的な関わり**強化(※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
- 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
- 検索連動型の広告・ポスター
- **孤独・孤立対策強化月間・週間**
- 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

② 制度は知っているが相談できない層

相談ハードルを下げる、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**が必要

- 制度や相談機関と接する機会の増加
- **申請負担感の削減**(**オンライン化**等)
- イベントやキャンペーンによる効果的な周知
- 孤独・孤立対策強化月間・週間
- **制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例 : アウティング防止、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
- **行政と民間団体の連携**促進 等

③ 相談者(相談を受ける人)になりうる層

社会的理解や関心、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要

- 身近な**実践者の事例紹介**
- 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
- **認知症サポーター養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人(R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
- **ゲートキーパー**等の**既存の取組を推進**
- コーディネートやサポート体制の整備 等

④ その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態(実態調査の結果等)を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、**広く官民が連携**し、**相談者になりうる層の育成を基盤**にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会 1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。
- なお、「**プッシュ型**」「**アウトリーチ型**」の支援については、**分科会 2、分科会 3**の議論とも連携しながら検討。

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援（①）や、地域における包括的支援（②）を推進するため、各主体の役割や責務（③）、各主体間の連携（④）の在り方を整理

社会背景

○「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている

単独世帯:16.5%（1960年）→38%（2020年）、39.3%（2040年(推計)） / 非同居家族や友人との直接対話：全くない11.2% 月1回未満15.2% 月1回程度13.8% 等

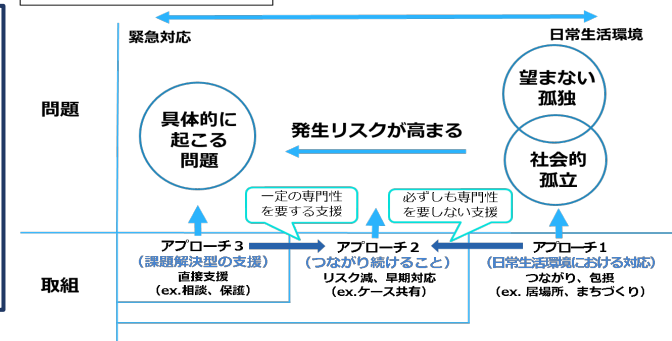
○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能が低下

⇒ 孤独・孤立に対し、どのように支援を届けられるか。孤独・孤立に至る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えられるか。

何を行っていくべきか（①）

- 当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな支援」を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく支援」
 - ・ 伴走型で支援する場合やライフステージをまたいで長期化する場合、「息の長い支援」が求められる。
- 「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることが、セーフティネットの構築である。
- 緊急時対応のみならず、「日常生活環境における対応」が予防や早期対応の観点からも重要。
 - ・ 緊急時対応を中心とした他分野・他施策の基盤の強化にもつながる。
- ・ 当事者を含め広く多様な主体が関われるようにし、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要。

「孤独・孤立」問題とアプローチ



支援の場となる「地域」、支援を担う「施策」と「主体」をどう考えるか（②）

- 【地域】「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が基本。事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間の連携も必要。
- 【施策】福祉を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、子育て、住まいなど 【主体】国、地方(特に基礎自治体)、社協・社福等、住民組織、地域住民等
- 専門家や非専門家の人材の確保・育成・支援、分野を超えた連携体制。ケースに応じて、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れる環境整備。
 - 複数の主体が関わって支援を行う際に情報共有。DXの視点（デジタル・ITツールの効果的活用、手続きのオンライン化による効率化等）も考えられる。

支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか（③④）

制度内 【国(地方)】 各府省の施策に孤独・孤立対策の視点、実態に即した施策の推進、地方版プラットフォームの推進等を通じた地方自治体の取組の後押し

制度外 【民間企業、NPO、社協、社福、住民互助組織等】 日常の様々な分野（文化・芸術、スポーツなど）で「ゆるやかなつながりを築けるような場づくり」を多様な形で推進
【国、地方】「つながり」の場づくり自体を施策として評価、本来の政策目的による施策を推進して取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価
【行政、民間】 市民による自主的な活動やボランティア活動について、活動の活性化や参加意識の向上を促進

制度内外の境界 【行政、民間】 強みを活かす形で適切な組合せにより対応（制度外での民間活動の評価や制度の弾力的運用）、新たな課題に官民で対話

連携 【行政、民間】 対等なパートナーシップの構築（行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」）

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」

中間整理概要①

令和5年3月16日

1. はじめに

「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)(2)を踏まえ、「**相談支援に係る実務的な相互連携の在り方**」をテーマとして、**ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制や地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等**を検討。
(※方針(1)：孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする
方針(2)：状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる)

2. 検討の視点

孤独・孤立に関する悩みは複雑化・多様化。相談窓口も分野やエリアに応じた様々なものが存在。各主体のみでは対応に限界。様々な相談窓口があるが故に相談を諦めてしまうケースも。
⇒**相談窓口体制や相談と支援をつなぐ体制の整備を推進。**
関係団体の連携を強化し、もって悩んでいる方々に各種支援策が着実に行き届くようにする。

3. 試行事業の実施

①目的

分かりやすい番号で入口を統一しつつ、あらゆる困りごとを一元的に受付。一つの大きなまとまりとして相談対応。必要に応じ、支援制度や地域の支援機関につなぐ。その在り方を実践的試行を通じて検討。

②意義

団体の専門性等による違いを尊重しつつ、共有できる知識や技術を高める。
⇒孤独・孤立に関わる支援の裾野の拡大。
⇒全体の相談対応の能力の底上げ。

③概要

- 統一番号を設定#9999
- 音声ガイダンスにより、利用者が分野を選択し、分野ごとの相談窓口につなげる。
- 共通の相談記録票、基本方針を作成。
- つなぎ支援コーディネーターを配置し、つなぎ支援が必要な事案が発生した場合等に協議、調整。
- 4回に渡って、実施方法等を変更しつつ試行。期間中は24時間体制。
- SNSで話したい人のために専用のチャットボットで案内。

4. 試行事業の成果、課題と対応案等

①成果

- **ワンストップの総合的な相談支援体制構築の素地を構築。全国各地の相談支援機関間の関係作りに貢献。**
- 孤独・孤立という幅広い相談に、つなぎ支援コーディネーターを含めチームで対応。
- **孤独・孤立の相談に対する対応方法等の共通認識や技術の向上。**
- 既存のダイヤルに相談していない新たな相談者にも対応。年末年始を除き、高い応答率で対応。
- 孤独・孤立の相談者の傾向の把握。

②課題と対応策

- **早期からのより広範な周知**(予め時期を決め、特定の期間に定期的に実施等)
- **相談体制の適切な強化**(定期的な実施、必要度の高い時間帯に重点)
- **つなぎ支援コーディネーターの育成・確保**(より多くの団体の参加、コーディネーターによる交流、情報交換)
- **相談支援にあたる人材の育成**(孤独・孤立に関する相談について実践を踏まえた情報共有等)
- **緊急対応が必要でない相談者の居場所の確保**(ピアサポートの推進やデジタル技術を用いたつながりの場の検討)

- **若年層への対応**(30代以下の相談は3割以下、広報活動の工夫、SNSや音声チャットなどの実施など)

③その他

- 音声ガイドは孤独・孤立での悩みに集約しつつも、一定の専門分野の回線も設けて実施することが望ましい
- 公的相談支援機関、公的相談ダイヤルとの連携を強化
- 中長期的により覚えやすい3桁番号導入の検討

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
分科会3：「相談支援に係る実務的な相互連携の在り方」
中間整理概要②

令和5年3月16日

5. 相談支援の実務的な相互連携に向けて

- 相談から支援につなぐ実践に課題。各相談機関と支援機関との、相談期間に関わらない、情報交換・交流が必要。
- 地方における官民連携プラットフォームにおける社会資源情報の整理・共有、地方における孤独・孤立相談窓口との連携。
- 個別の情報共有をスムーズにする観点から、要対協のような仕組みの創設。
- 支援制度や相談先の広報も積極的に実施。

6. おわりに

- 今後さらに、地域で「相談」と「支援」をつなぐための各主体の連携等についての検討を深める。
- 「ワンストップの相談窓口等の一元的な相談支援体制」については、今後の試行の成果や稼働を踏まえつつ、本格実施に向けた環境を整備。
- 中長期的には、地方における支援機関間の連携や相談窓口の進展の状況を踏まえつつ、#9999から各地方の相談窓口につなぎ、国は地方が対応ににくい時間帯や相談が集中する特定の期間、専門分野の相談等に重点をおく体制について検討。

(参考)孤独・孤立相談ダイヤル試行事業の概要

第1期の状況(7/7～7/14)

- 呼出件数：14,678件、接続完了：3,823件、応答率：26.0%
- 利用者が選択できる分野は8、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：38件
- 相談者の年代（推定）は、中高年の利用が8割。
- 相談の類型は、心の病気や不調、自分の悩みを話せる場所がない、暮らし・お金、家庭や家族、同居人との関係、死にたい・消えたい気持ちの順に多かった。

第2期の状況(8/30～9/6)

- 呼出件数：10,353件、接続完了：1,998件、応答率：19.3%
- 利用者が選択できる分野は8、以下の順に多かった。
①孤独・孤立での悩み ②死にたいほどつらい気持ち ③生活困窮
- 応答率は、孤独・孤立：27.3% (10.5%)（※（ ）は第1期）
死にたいほどつらい気持ち：78.6% (86.9%)
生活困窮：47.1% (12.6%)
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：30件

12月1日(いのちの日)の状況

- ねらい：いのちの日に合わせ、「孤独・孤立での悩み」に特化した相談日とし、広く協力を募り体制を強化するとともに、体制強化と合わせ、効果的に広報。
- 呼出件数：813件、接続完了：489件、応答率：60.1%
（参考）18歳以下 呼出件数 65件（49件）
- 利用者が選択できる分野は2
応答率は、18歳以下：60.0% (26.5%)（※（ ）は第2期）
18歳より上：78.4% (27.3%)
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：12件

年末年始の状況(12/28～1/4)

- ねらい：既存の窓口の多くが閉まり、利用者のニーズが高まる時期に実施。
- 呼出件数：26,567件、接続完了：1,165件、応答率：4.4%
- 利用者が選択できる分野は3
応答率は、18歳以下：57.8%
性別の違和等18.3%
孤独・孤立：6.1%
- つなぎに関して調整した深刻な相談対応：17件

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和5年） 調査結果のポイント

内閣官房孤独・孤立対策担当室

調査の背景

- 顕在化・深刻化している孤独・孤立の問題に政府として対応するため、令和3年2月より、孤独・孤立対策担当大臣が司令塔となり、政府一体となって孤独・孤立対策を推進
- 施策の推進に当たり、孤独・孤立の実態を的確に把握するため、
 - ・令和3年12月に政府初となる孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施（令和4年4月公表）
 - ・今回は3回目の調査

調査の実施概要

正式名称	人々のつながりに関する基礎調査
調査目的	我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ること
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査
調査対象	全国の満16歳以上の個人：2万人（無作為抽出による）
調査方法	内閣官房から調査対象者あてに調査書類を郵送。調査対象者はオンライン又は郵送により回答（※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施）
調査期日	令和5年12月1日（調査への回答期限：令和6年1月19日）
調査事項	孤独や孤立に関する事項、年齢、性別等の属性事項等（全30問）
回答数	調査書類の配布数：20,000件 有効回答数：11,141件（有効回答率55.7%）
結果公表	令和6年3月29日※

※調査結果は内閣官房孤独・孤立対策担当室WEBサイト(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/index.html)及び政府統計ポータルサイト(<https://www.e-stat.go.jp/>)に掲載

孤独の把握方法、孤独の状況

■ 孤独という主観的な感情をよりの確に把握するため、この調査では2種類の設問を採用

【1】直接質問：孤独感を直接的に問うもの

- 孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%、一方で、孤独感が「ほとんどない」と回答した人は41.4%、「決してない」が17.9%（図1）

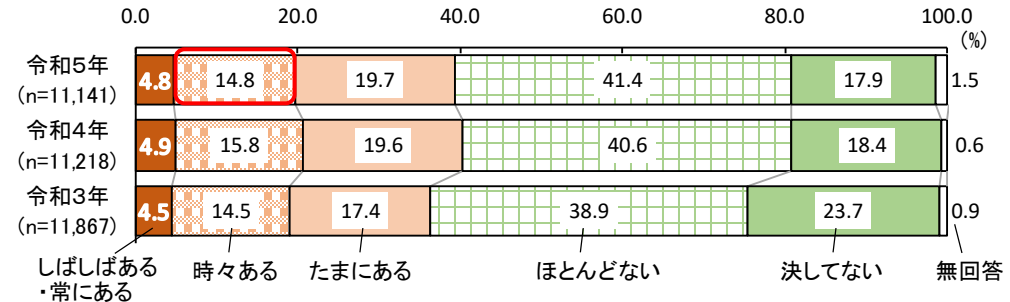
- 令和4年と比較すると、孤独感が「時々ある」の割合が縮小（図1）

（注）比率の差の検定を行い、統計学的に有意差（信頼度95%）が認められる場合にのみ判定（以下同じ）

【図1】孤独の状況（直接質問）－令和5年、4年、3年

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1 決してない | 4 時々ある |
| 2 ほとんどない | 5 しばしばある・常にある |
| 3 たまにある | |



【2】間接質問：カリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のラッセルが、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するために考案した「UCLA孤独感尺度」¹⁾の日本語版²⁾の3項目短縮版³⁾に基づき、以下の3つの設問への回答をスコア化⁴⁾して孤独感を評価するもの

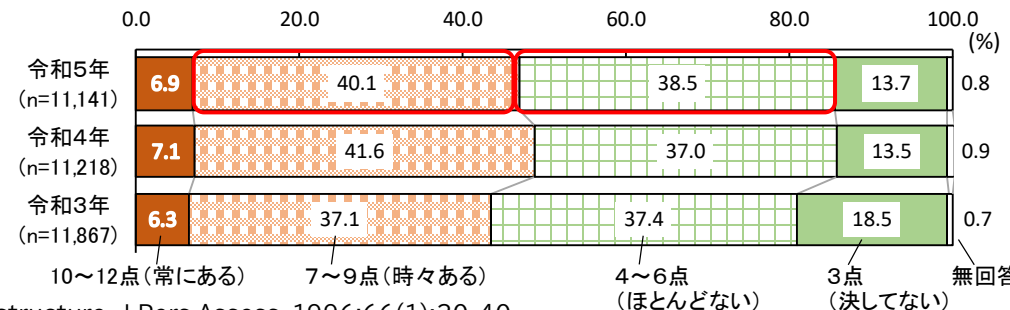
- 合計スコアが「10～12点」の人が6.9%、「7～9点」の人が40.1%、一方で、「4～6点」の人が38.5%、「3点」の人が13.7%（図2）

- 令和4年と比較すると、合計スコアが「7～9点」の割合が縮小し、「4～6点」の割合が拡大（図2）

【図2】孤独の状況（間接質問）－令和5年、4年、3年

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
 ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
 ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決してない | 3 時々ある |
| 2 ほとんどない | 4 常にある |



1) Russell DW. UCLA loneliness scale (version 3): reliability, validity, and factor structure. J Pers Assess. 1996;66(1):20-40.

2) 舩田ゆづり,田高悦子,他:高齢者における日本語版UCLA孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討,日本地域看護学会誌.15(1):25-32,2012.

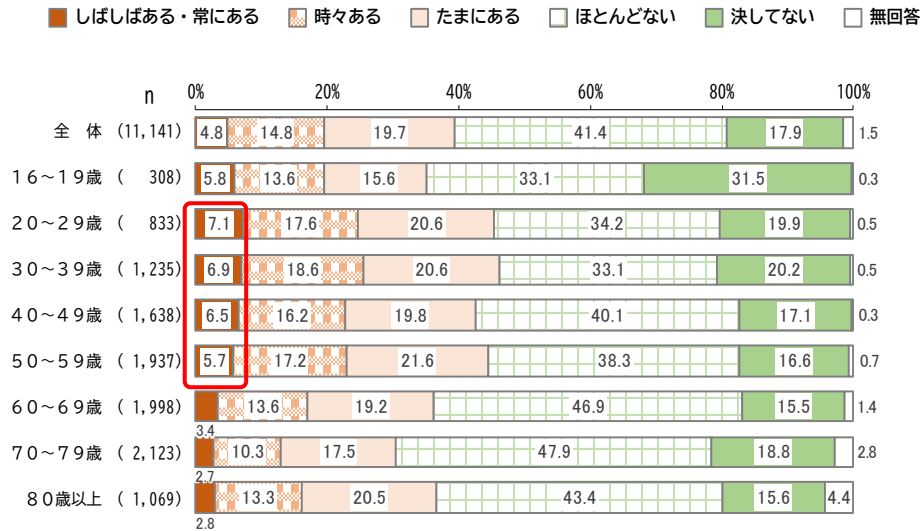
3) Arimoto A & Tadaka E:Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers. BMC Women's Health. 2019;19:105.

4) 「決してない」を1点、「ほとんどない」を2点、「時々ある」を3点、「常にある」を4点としてスコア化。合計スコア(3点～12点)が高いほど孤独感が高いと評価

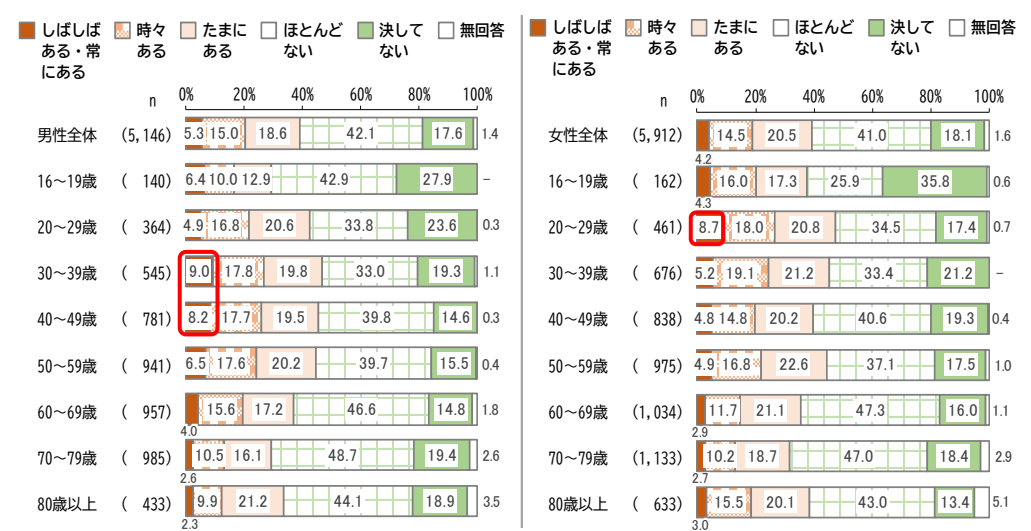
孤独の状況（年齢階級別、男女別の孤独感、孤独感の継続期間）

- 孤独感を年齢階級別にみると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、20歳代から50歳代で高い（図3）
- 男女別にみると、男性が5.3%、女性が4.2%
男女・年齢階級別にみると、男性では30歳代及び40歳代、女性では20歳代で高い（図4）

【図3】年齢階級別孤独感



【図4】男女・年齢階級別孤独感

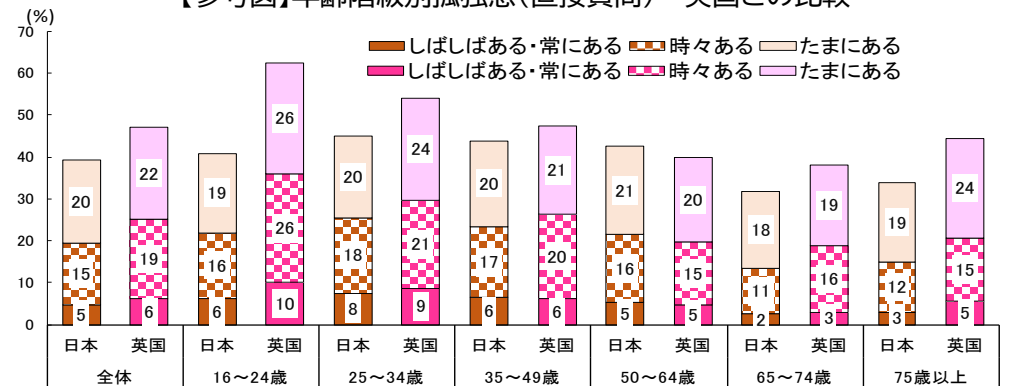


【参考掲載】

英国政府の統計調査(Community Life Survey 2021/22)結果

- 英国調査の直接質問では、孤独感が「しばしばある・常にある」は6%、「時々ある」が19%、「たまにある」が22%という結果が公表されている。
- 年齢階級別にみると、16～24歳の年齢階級で孤独感(直接質問)が高くなっている。

【参考図】年齢階級別孤独感(直接質問)－英国との比較

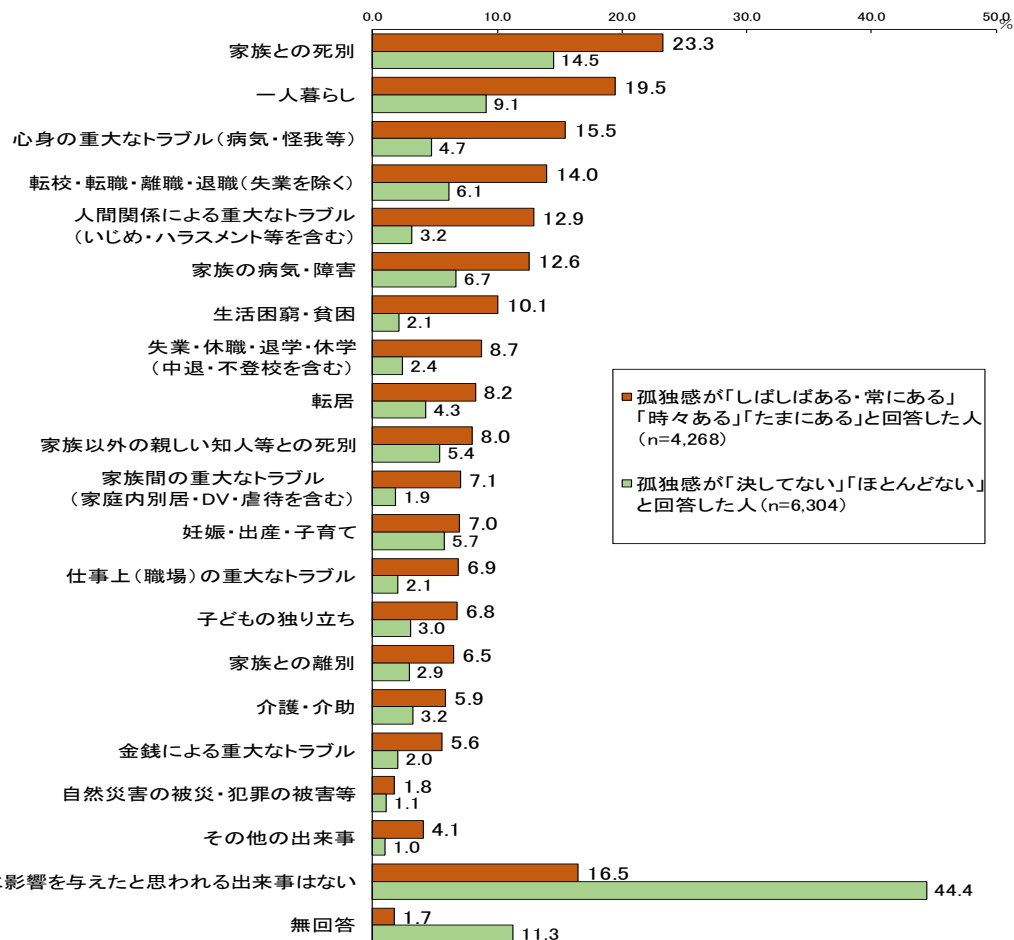


※日本の数値は、英国との比較のため、年齢階級及び表章単位を英国の調査に合わせた。
※調査方法等が異なるため、比較には注意が必要である。

孤独の状況（現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事）

- 現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事をみると、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人（孤独感が比較的高い人）では、「家族との死別」を回答した割合が23.3%と最も高く、次いで、「一人暮らし」（19.5%）、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」（15.5%）などとなっている（図5）。
- 孤独感が比較的高い人と孤独感が「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人とで、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事の回答割合の差をみると、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が最も大きく、次いで、「一人暮らし」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」などとなっている（図6）。

【図5】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事（複数回答）



【図6】現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関する回答割合の差（上位10項目）

順位	出来事	回答割合の差（ポイント）
1	心身の重大なトラブル（病気・怪我等）	10.8
2	一人暮らし	10.4
3	人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）	9.7
4	家族との死別	8.8
5	生活困窮・貧困	8.0
6	転校・転職・離職・退職（失業を除く）	7.9
7	失業・休職・退学・休学（中退・不登校を含む）	6.3
8	家族の病気・障害	5.9
9	家族間の重大なトラブル（家庭内別居・DV・虐待を含む）	5.2
10	仕事上（職場）の重大なトラブル	4.8

※上記は、現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事に関し、孤独感が「しばしばある・常にある」、「時々ある」又は「たまにある」と回答した人の回答割合から、孤独感が、「決してない」又は「ほとんどない」と回答した人の回答割合を差し引いた結果

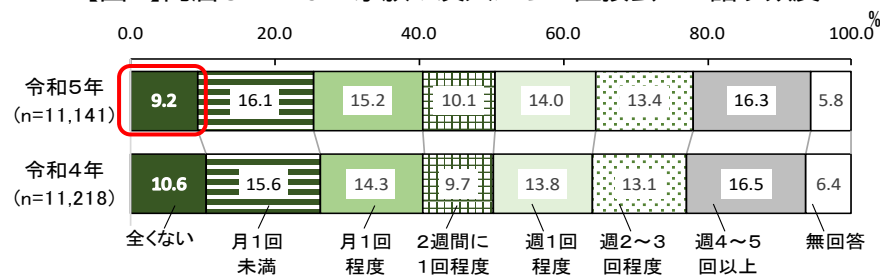
孤立の把握方法、孤立の状況

- 孤立については、国内の先行研究などを参考に①家族・友人等とのコミュニケーション頻度(社会的交流)、②社会活動への参加状況(社会参加)、③行政機関・NPO等からの支援の状況(社会的サポート(他者からの支援))、④他者へのサポート意識(社会的サポート(他者への手助け))の状況から把握

①家族・友人等とのコミュニケーション頻度

- 同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが「全くない」と答えた人の割合は9.2%で、令和4年より縮小(図7)

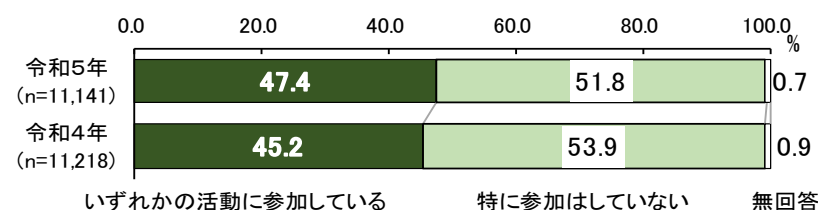
【図7】同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度



②社会活動への参加状況

- 「特に参加はしていない」と答えた人の割合が51.8%で、いずれかの活動に参加している人の割合は47.4%(図8)
- 令和4年と比較すると、「特に参加はしていない」の割合が縮小し、「いずれかの活動に参加している」が拡大(図8)

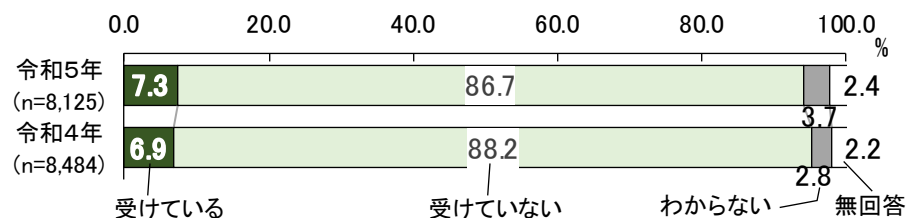
【図8】社会活動への参加状況



③行政機関・NPO等からの支援の状況

- 支援を「受けていない」と答えた人の割合が86.7%で、令和4年より縮小(図9)
- 支援を受けていない理由としては、「支援が必要ではないため」と回答した割合が63.7%と最も高い

【図9】不安や悩みに対する行政機関・NPO等からの支援の状況

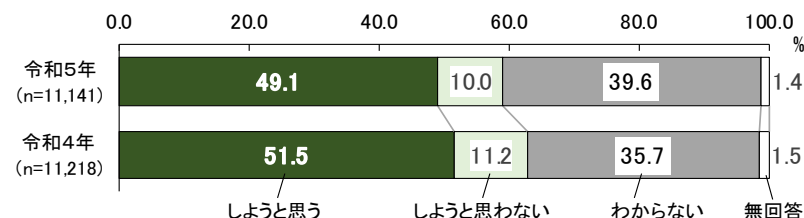


(注)行政機関・NPO等からの支援については、日常生活に不安や悩みを感じていることが「ある」と回答した人を対象として尋ねている。

④他者へのサポート意識

- まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、積極的に声掛けや手助けを「しようと思う」と答えた人の割合が49.1%(図10)
- 令和4年と比較すると、「しようと思う」、「しようと思わない」の割合が縮小し、「わからない」が拡大(図10)
- 「しようと思う」と答えた割合は、男性では16~19歳、20歳代及び40歳代、女性では16~19歳、20歳代及び30歳代で高い

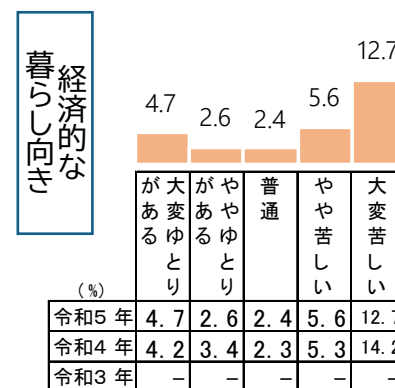
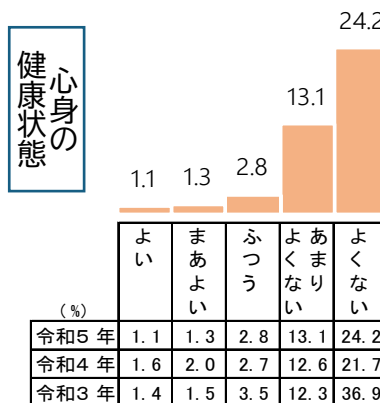
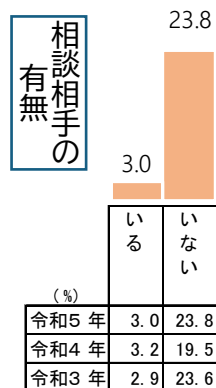
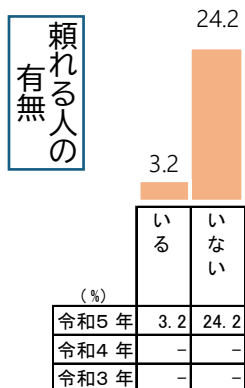
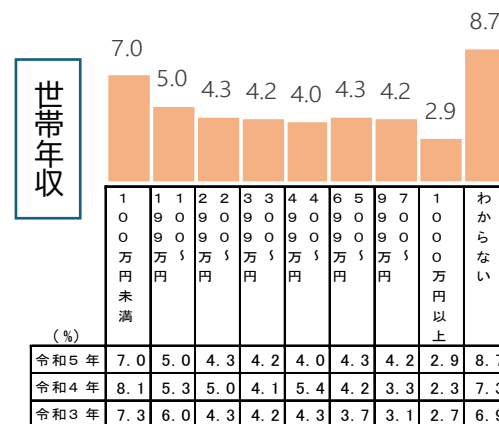
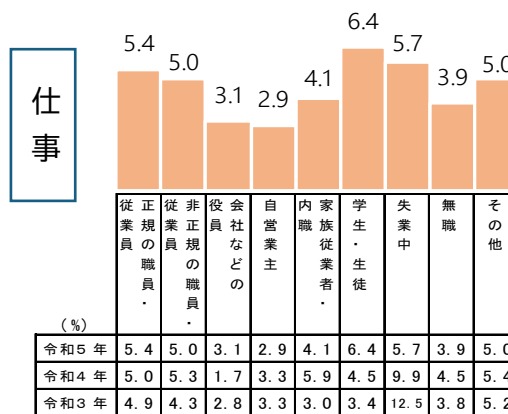
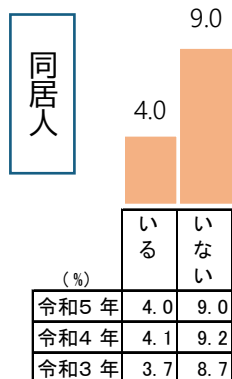
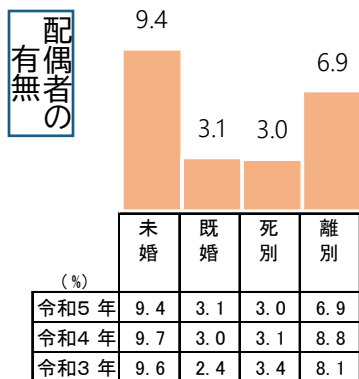
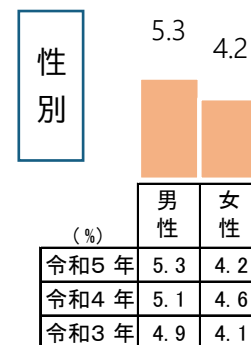
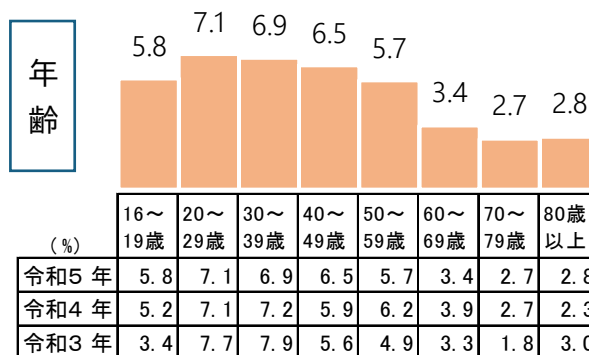
【図10】他者へのサポート意識



【参考】孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合に関する主な属性別結果

あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

	令和5年	令和4年	令和3年
しばしばある・常にある	4.8%	4.9%	4.5%
時々ある	14.8%	15.8%	14.5%
たまにある	19.7%	19.6%	17.4%
ほとんどない	41.4%	40.6%	38.9%
決してない	17.9%	18.4%	23.7%
無回答	1.5%	0.6%	0.9%



※令和5年からの質問項目

※令和4年からの質問項目